

# 認知症による資産凍結 について知っておこう

## 長くなったセカンドライフのリスク対策

認知症が進むと、意思能力が喪失し、法律行為ができなくなります。具体的には、定期預金の解約・不動産の賃貸借・売却・修繕契約等です。相続対策の面からは、遺言が書けなくなることも重大です。年を重ねると共に認知症のリスクは高まります。認知症に備えてどのように準備をすればよいかを体系的に整理して、分かり易くご説明します。

日時	2026年1月27日 火曜日
時間	9時30分から11時30分
会場	若草台地区センター 中会議室
募集人数	10名
参加費	500円（資料代含む）
講師	あおばFPくらしの会 新井厚至氏
申込	12月11日（木） 0時からWeb 10時から電話または来館で先着順

Webはこちら



### 【お問合せ】

横浜市若草台地区センター  
電話：045-961-0811